

教育・研究推進機構において定める各種事業実施の判断基準ならびに条件について

以下の事項については、各種条件を設けるとともに、必ず教育・研究推進機構に事業計画時に確認を行い、許可を得ることとする。なお、個別のプログラムの特殊性に鑑み、別途その活動内容等を確認のうえ、判断することがある。

①国内の移動

<判断基準>

「西南学院大学 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針」の感染拡大警戒レベルが、実施日において【感染拡大警戒レベルⅡ】以下であることを条件とする。また、移動先の感染症の流行状況も考慮して判断する。

<判断時期>

教育推進課と取組責任者において決定。

②海外渡航

<判断基準>

「西南学院大学 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針」の感染拡大警戒レベル、判断時期において【感染拡大警戒レベルⅠ】以下であり、尚且つ、外務省の感染症危険レベルが「1」以下であることを条件とする。

危険レベル		渡航前	渡航中
1	十分注意してください	実施するが注意を払う※	継続するが注意を払う※
2	不要不急の渡航は止めてください	延期もしくは中止	中止（途中帰国）
3	渡航は止めてください。 （渡航中止勧告）	延期もしくは中止	中止（途中帰国）
4	退避してください。渡航は止めてください。 （退避勧告）	延期もしくは中止	中止（途中帰国）

※危険レベルが1以下であっても、次のような可能性を考慮して機構長の判断で延期もしくは中止することがある。

- ・学修成果もしくは安全衛生面の観点から、現地の環境に懸念がある場合
- ・危険レベルの上昇リスクがある場合
- ・危険レベル上昇時の延期・中止による学生の経済的リスクが極めて大きい場合
- ・その他、学生の安全管理の観点において延期もしくは中止が適切と判断できる場合

<判断時期>

最終判断時期は渡航1ヵ月前までとする。

【国内の移動・海外渡航共通】

キャンセル料が発生する場合は、学生の自己負担とする。引率教員については出張扱いとなるため、キャンセル料はプログラム費用からの支出を可とする。なお、キャンセル等をふまえた場合、円滑に手続きが取れるよう、既に大学と取り引きのあるJTBもしくは大学生協での手配を推奨する。

③イベント等の実施・参加など

<判断基準>

「西南学院大学 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針」の感染拡大警戒レベルが、実施日において【感染拡大レベルⅡ】以下であり、十分な感染症対策が図られていると機構が判断できることを条件とする。

※感染症対策の内容について要報告。

※オンラインでの実施の場合は、フェーズは問わない。

<判断時期>

教育推進課と取組責任者において決定。

<キャンセル料等の取り扱いについて>

- ・学生のイベント参加費のキャンセル料は自己負担とする。引率教員については公務扱いとなるため、キャンセル料はプログラム費用からの支出を可とする。
- ・一旦許可を得たプログラムであっても、その後、感染拡大警戒レベルが変更され<判断基準>の内容を満たさなくなった場合は以下の取り扱いとする。

イベント主催者の場合：中止。学生の参加費のキャンセル料などは学生の自己負担とする。一方、イベント中止におけるキャンセル料（会場費や講師料等）はプログラム費用からの支出を可とする。

イベント共催の場合：主催者側は実施可としても、本学学生の参加は不可とし、その際の参加費のキャンセル料などは学生の自己負担とする。一方、イベント費用（会場費や講師料等）はプログラム費用からの支出を可とする。

※上記①～③において（ただし、オンラインによる実施の場合は除く）

学生には誓約書の提出を求め、感染症対策の徹底を促す。

以上